

山 青森県報

号外第四十三号

平成十四年四月十日(水曜日)

目次

○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営振興課)	一
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	二
○土地改良事業計画変更の認可	(農村整備課)	三
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	三
○右	(同)	三
○右	(同)	四
○右	(同)	四
○右	(同)	四

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ十和田東店

十和田市東四番町二の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十一月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四三五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

七二台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一四五平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二八立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所(位置は届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十四年三月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十四年四月十日から同年八月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年八月十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 日
Kバリュー大清水店 弘前市大清水一丁目九の一五	マックスバリュ大清水店 弘前市大清水一丁目九の一五	平成 一四・二・二七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マルサン
大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二の一七
代表取締役 上杉邦夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社亀屋みなみチェーン 青森市卸町二の一七 代表取締役社長 南実	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	平成 一四・二・二七

四 届出年月日

平成十四年三月二十六日

五 届出書の縦覧

1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年四月十日から同年八月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
 ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年八月十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十四年四月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

事業名 維持管理

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第十九号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業(三・四・六号安方高田線)

二 施行者の名称

青森県

三 事業所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

弘前広域都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第二十号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業(三・四・一号和徳堀越線)

二 施行者の名称

青森県

三 事業所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

弘前広域都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第二十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・五・二十六号平賀駅新館線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

弘前広域都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第二十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・五・二十六号平賀駅新館線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の認可

野辺地都市計画事業の認可について、平成十四年三月五日東北地方整備局告示第二十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

野辺地都市計画道路事業（三・四・四号観音林脇雑吉沢線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚三付十五円一銭